

共同居住型(シェアハウス等) 空き家利活用事業 助成制度のご案内



空き家が
よみがえる

空き家の活性化とセーフティネット住宅の促進を図るため
共同居住型(シェアハウス)として空き家を利活用する場合、
空き家の改修工事費用の一部を助成します。

北区まちづくり部住宅課住宅政策係

〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 第二庁舎 3 階⑨番窓口

電話 03-3908-9201 FAX 03-3908-9086



空き家の所有者等（オーナー）・事業者（空き家を利活用し共同居住型（シェアハウス等）を運営する団体等）は、それぞれ区に事前登録をします。その後、双方同意による事業実施が決定し、その事業のために空き家の改修工事を行った場合に、改修工事に要した費用の一部を助成します。

助成金額

対象となる改修工事総額費用の **3分の2の額（上限150万円）**

※改修工事費用に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額とします。

※助成金は、1棟の空き家に係る改修工事費用の総額で、上限額以内の範囲とします。

対象となる工事

(1) 耐震基準を満たすための工事

例 耐震診断⇒耐震設計⇒耐震改修

※木造民間住宅耐震化促進事業（建築課）で対応できる場合があります。

ご相談ください。

(2) 改修工事内容 ※活動に必要な箇所の改修に限ります。

例 床、玄関、外壁、屋根、手すり、段差解消等バリアフリー化、キッチン、トイレ等の水回りのリフォーム、部屋等の仕切り変更、壁紙、防犯工事、電源増設 等

対象者

(1) 空き家の所有者（オーナー）

○事業の趣旨に賛同し、本事業のために空き家を5年以上提供する意思を有すること。

○暴力団関係者ではないこと。

○住民税を滞納していないこと。

(2) 事業者（空き家を利活用して共同居住型（シェアハウス等）事業を行うもの）

○事業の趣旨に賛同し、本事業のために空き家を5年以上利活用する意思を有すること。

○暴力団関係者ではないこと。

○政治的又は宗教的な目的を有する団体ではないこと。

空き家の要件

- 改修工事の日から5年間、本事業のために利活用することができる空き家であること。
- 所有者（オーナー）の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記が行われていること。
- 借地の空き家については、土地の所有者との間で、借地契約が締結され、空き家を共同居住型（シェアハウス等）として運営することについて土地の所有者の同意を得ていること。
- 建築基準法その他関係法令等の基準を満たすこと。
- セーフティネット住宅（専用住宅）の基準を満たし、その登録を行うこと。

まずは、登録

所有者（オーナー）	
① 北区共同居住型空き家利活用登録申請書	①～④ 指定様式
② 誓約書	
③ 写真台帳（内覧及び外観の写真）	
④ 資格確認同意書 北区に住民登録があり、⑥を省略する場合のみ	
⑤ 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険証など）	
⑥ 前年度の区市町村民税納税証明書又は非課税証明書【原本】	
⑦ 空き家の登記簿謄本（全部事項証明書・土地及び建物）【原本】	
⑧ 借地契約書【コピー】 ※借地の場合のみ	
⑨ 使用賃借契約書又は賃貸借契約書【コピー】 ※管理者が空家を所有権者から借りる場合のみ	
⑩ 検査済証、又は検査済証の記載事項を証明する書類【コピー】	
⑪ 間取り図（平面図）	

事業者	
① 北区共同居住型空き家利活用登録申請書	①,② 指定様式
② 誓約書	
③ 代表者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険証など）	様式は問い ません
④ 団体の規約、会則等	
⑤ 前年度の会計報告書	
⑥ 過去1年分の活動実績に関する書類	

助成までの流れ

